

ブレグジットが英国裁判所の訴訟差止命令 (anti-suit injunctions) に及ぼす影響

ジャック・ビュアール*

松本倫成**

I はじめに

社会のグローバル化は、法律や規則のハーモナイゼーションを急速に推し進めているが、コモン・ローとシビル・ローの法体系の差に起因する不調和は、特定の法分野では依然として観察することができる。コモン・ローの伝統に淵源を持つ、国際訴訟における訴訟差止命令 (anti-suit injunctions) の使用は、国際私法分野における法体系間の不調和を示す一例である。

訴訟差止命令は、特に当事者が仲裁条項や専属的合意管轄条項を含む契約を締結している場合、当事者に外国裁判所で訴訟を開始しないこと、訴訟を継続しないこと、あるいは訴訟を中止することを命じる措置である。コモン・ローの観点からすると、当事者が契約で定めた内容を反故にせず、合意した仲裁廷や管轄裁判所に出頭することは極めて基本的かつ重要なことである。しかし、シビル・ローの国では、当事者間の約束に司法上の主権 (judicial sovereignty/souveraineté juridictionnelle) が勝るべきであるという。換言すれば、仮に外国の国内裁判所の行う手続きが当事者間の契約違反を構成

するとしても、誰もそれを阻止することはできないのだと考える。したがってシビル・ローの国では、訴訟差止命令の使用は、司法上の主権を侵害するものだと考えられてきた¹。

他方で、コモン・ローの考え方は、コモン・ローとシビル・ローの手続法が大きく異なることから説明できる。コモン・ロー諸国の裁判所は、訴訟の最初に管轄に関する決定をし、その後本案判決を行うのに対し、多くのシビル・ロー諸国では、管轄の問題は本案と同時に決定される。したがって、シビル・ローの裁判所では管轄の決定により長い時間がかかる上、その間完全な訴訟手続きを進めなければならないという結果を招きうる。コモン・ローのアプローチは、こうした手続きの違いにより生じる不公正な事態を回避するという目的も有している。事実、訴訟差止命令がない場合、外国裁判所の管轄を基礎づける根拠が最終的に存在しないにもかかわらず、当事者が外国裁判所で長期間の訴訟を強いられるという事態を招きかねない。

— も く じ —

- I はじめに
- II 英国法における訴訟差止命令について
- III 国内裁判所が発する訴訟差止命令に対する ECJ の敵意
- IV 英国におけるブレグジット後の法的枠組み
- V 訴訟差止命令の復活と EU の裁判管轄 : EU 域内の裁判所の対応
- VI 結論—差止命令合戦の勃発?

* Jacques Buhart, マクダーモット・ウィル&エメリー法律事務所(パリ,ブリュッセル)パートナー

** まつもと みちなり, 弁護士, フランス共和国弁護士(パリ弁護士会登録予定), マクダーモット・ウィル&エメリー法律事務所(パリ)アソシエイト

執筆にあたり、アンドリュウ・サヴェージ(ロンドン)、ボリス・ウプホフ博士(ミュンヘン)、ニスリン・アベラン(ブリュッセル)各弁護士の協力を得た。

確かに EU 法も、当事者が管轄地に関して合意した場合、指定された管轄地の国内法上その合意が有効であれば、当該管轄地の裁判所が専属的管轄権を有すると定めている²。しかし管轄権の抵触が起きた場合には、EU 法はコモン・ロー諸国のルールとは異なる細かな規定を用意している。このルールはすべての加盟国裁判所に適用され、複数の管轄で同一の訴訟が並行して審理される危険を避けるため、原則として最初に訴訟が提起された裁判所の管轄権が他の裁判所に優越すると定めている³。そのため、英国とアイルランドを除くすべての加盟国がシビル・ローであった EU では、英国の裁判所による訴訟差止命令の発令は、長らく論争の的であった。このような 2 つの異なる法体系の対立に直面した欧州司法裁判所（以下、ECJ）は、英国の裁判所が他の EU 加盟国で訴訟を開始しようとする当事者に対して訴訟差止命令を出すことは、EU 法上の重複起訴（lis pendens）に関する規定及び相互信頼の原則（principle of mutual trust）に反するとして、これを禁止する決定を下したのであった。

しかし、ブレグジットにより状況は再び不明確となった。2021年1月1日以降、英国の裁判所は ECJ の判決に拘束されなくなった。そのため、理論上は、英国裁判所は「合意は守られなければならない（pacta sunt servanda）」というアプローチを管轄地の選択や仲裁条項においても徹底するため、EU 加盟国で開始された訴訟を訴訟差止命令により阻止することが再び可能になったはずである。

このような観点から、本稿では、英国裁判所が EU 域内において訴訟差止命令を出すことを阻止していた EU 判例法の枠組みを説明した上で、ブレグジット後の時代に起こりうるシナリオを検討する。

II 英国法における訴訟差止命令について

EU 判例の説明に入る前に、英国法上の訴訟差止命令について概観しておきたい。

1 概要

訴訟差止命令は、英国法の歴史に深く根差した手続きである。イングランドには、衡平法（equity）を扱う裁判所である大法官府裁判所（Court of Chancery）とコモン・ローを扱う裁判所の 2 種類の裁判所があった。15世紀、大法官府裁判所は、ある訴訟が良心に反すると判断した場合に、当事者がコモンロー裁判所に訴訟を提起することを制限する、いわゆる「一般差止命令（common injunction）」という救済措置を認めていた。しかし、大法官府裁判所はこの権限を徐々に外国での裁判手続きにも拡大し、スコットランド、アイルランド、英国植民地、そして最終的にはすべての外国の裁判所を対象とするようになった⁴。

今日、訴訟差止命令は明文の規定に基づいており、1981年上級裁判所法 s.37(1)がこれを定める。この規定によれば、英国裁判所は、裁判所が「差止命令を出すことが正当（just）かつ適当（convenient）である」と判断するすべての場合において、仮差止めまたは最終的な差止命令を出すことができる。この一般的な規定により、英国裁判所は、外国での訴訟が管轄の合意もしくは仲裁合意に反して提起された場合、または当該訴訟手続きが正義に反する結果を導きうる場合に、当該訴訟手続き禁止するための暫定的な措置として訴訟差止命令を付与することができる。この規定は、当事者が合意した管轄が英国裁判所であるか仲裁裁判所であるかにかかわらず適用される⁵。

2 要件

判例法は、訴訟差止命令には二つの異なる根拠があることを示している。第一は管轄条項と仲裁条項に関するもので、第二は当事者の不公正な訴訟追行に関するものである。

専属的管轄条項に関して、英国裁判所は、当事者が契約で合意した管轄地以外の場所で訴訟が提起された場合、合意した管轄地以外で訴訟を提起する「強い理由（strong reasons）」を証明しない限り、訴訟差止命令を出すべきとの

推定が働く」と強調している⁶。したがって英国裁判所は、外国裁判所での訴訟手続きが、当事者の合意に対する正当な理由のない違反に該当すると判断した場合、訴訟差止命令を出すことで、当事者が当該訴訟手続きを続行するのを阻止することができる。仲裁合意についても同様である。

専属的管轄条項または仲裁条項違反以外の場面で英国の裁判所が訴訟差止命令を出す場合としては、外国裁判所での訴訟追行が不公正な行為に当たる場合が挙げられる。例えば、外国裁判所での訴訟手続きが「濫用的または過酷(vexatious or oppressive)」である場合がこれに当たる⁷。このような行為の一例として、英国の裁判所がある事件について最終的な判決を下した後、当事者が同一の事件について、異なる管轄地の裁判所の判断を求めるといった場合が挙げられる。しかし、一般的には、こうした濫訴行為を防ぐための訴訟差止命令は、専属的管轄条項や仲裁合意の違反や違反のおそれがある場合よりも認められにくい。

3 効果

英国裁判所による他のすべての差止命令と同様に、訴訟差止命令は差止命令の対象である当事者を拘束するものであるから、外国裁判所で行われている訴訟手続きに対して自動的に効力が生じることはない。また、訴訟差止命令は外国裁判所に向けられたものではないから、コミティや司法の相互信頼の原則に反しないとするのが一般的な学説である。訴訟差止命令は、第一義的には当事者間において作用するものであり、被申立人に当該訴訟手続きをこれ以上進めない、または訴訟を提起しないもしくは中止することを強制するものと解されている。

訴訟差止命令に従わない当事者は、英国裁判所の命令に対する侮辱により、刑事罰として2年以下の禁固刑が科される(1981年法廷侮辱法s.14(1))。また裁判所は、罰金を科したり、資産の差押命令を発することもできる。当然ながら、訴訟差止命令に反して得られた外国判決は、英国では執行できない。

Ⅲ 国内裁判所が発する訴訟差止命令に対する ECJ の敵意

英国裁判所は、契約に違反して開始された訴訟や濫用的または過酷な訴訟に対抗するための措置としてこのような命令を発展させてきたが、ECJは、加盟国の裁判所がEU域内で訴訟差止命令を出すことを認めていない。ブリュッセル条約、ブリュッセルI規則、ブリュッセルI改正規則を含むブリュッセル体制は、EU加盟国の相互信頼を基礎としており、最初に訴訟が提起された裁判所以外の裁判所は、当該裁判所への事件の係属が確定するまで手続きを停止しなければならないという重複起訴に関する規定を用意している⁸。つまり、二番目に訴訟が提起された裁判所は、EU法に基づき、管轄違いにより却下するか訴訟手続きを停止するという明確な義務を負っている。ECJが説明するように、加盟国裁判所はこの義務を遵守すべきであり、この義務は最終的にはECJによる審査の対象となる。したがって、ブリュッセル体制の下では、一加盟国の裁判所が、他の加盟国裁判所が行うべき管轄の決定を先取りするような命令を出すことは許されないのである。

1 ターナー (Turner) 事件

ターナー事件⁹では、英国人が、相手方であるスペイン企業が進行中の英国での訴訟手続きを妨害する目的でスペインの裁判所に訴えを提起したと主張して、訴訟差止命令を求めた。貴族院 (House of Lords) は、予備的判決を得るためECJに付託した。

ECJは、ブリュッセル条約は「締約国の裁判所が、係属中の訴訟手続きの当事者が他の締約国の裁判所で法的手続きを開始または継続することを禁止する差止命令を与えることは、たとえその当事者が係属中の手続きを妨害する目的で悪意で提訴している場合であっても、認められないと解釈すべきである」と述べ、訴訟差止命令の付与を認めなかった¹⁰。同裁判所はその理由として、締約国間の相互信頼の原則から、外国裁判所の管轄権に対するいかなる干渉も許

されないことを挙げた¹¹。

2 ウェストタンカー (West Tanker) 事件

ウェストタンカー事件¹²は、仲裁条項を含む傭船契約から生じた訴訟であった。シラクサでのドックと船の衝突事故の後、ドックの所有者は仲裁条項に基づいて、英国企業である West Tanker に対してロンドンで仲裁手続きを開始した。しかし、保険契約の限度額まで保険金を支払ったイタリアの保険会社は、West Tanker に対してイタリアの裁判所に代位請求訴訟を提起したため、West Tanker は英国裁判所に訴訟差止命令を求めた。貴族院は、ECJ に予備的判決を求めた。

ターナー事件と異なり、当該訴訟における訴訟差止命令は仲裁条項を保護するためのものであったが、ECJ の結論は変わらなかった。理由についても、外国仲裁判断の承認と執行に関するニューヨーク条約（以下、ニューヨーク条約）第2条(3)に言及した上で（ただし、ニューヨーク条約が訴訟差止命令を禁止したり、ニューヨーク条約と訴訟差止命令が相反するという一般的な見解はなく、EU 加盟国の裁判所が関与していない場合には英国裁判所もそのような見解をとっていない¹³）訴訟差止命令はブリュッセル I 規則が定める一般原則に反すると繰り返し述べるにとどまった¹⁴。

3 ガスプロム (Gazprom) 事件

この事件はロシアのガスプロム社とリトアニア共和国との間で起きた紛争に関する事件である¹⁵。ウェストタンカー事件同様、株主間契約に仲裁条項があるにもかかわらず、リトアニアのエネギー省はリトアニアで裁判手続きを開始した。ガスプロム社はその後、ストックホルム商業会議所仲裁協会 (the Arbitration Institute of the Stockholm Chamber of Commerce) で仲裁手続きを開始し、仲裁協会はリトアニアの当事者に対して訴訟差止命令を出した。リトアニア裁判所は命令の執行を拒否し、リトアニア最高裁判所は事件を ECJ に付託した。

この事案では、ECJ は仲裁廷による訴訟差

止命令の承認と執行を認めた。しかし、このケースは訴訟差止命令が国内裁判所ではなく、仲裁廷により出されたという点で、これまでの事案とは区別されるべきである。実際、ECJ は「仲裁は（ブリュッセル I 改正）規則の適用範囲には含まれない」¹⁶とし、さらに「相互信頼の原則に関する限り……本件の本訴手続きの状況は、仲裁廷によって命令が下されたというものであるから、加盟国の裁判所による他の加盟国の裁判所の管轄権への干渉による当該原則の侵害は起こりえないことを指摘しなければならない」¹⁷と述べている。よって、この判決に関わらず、国内裁判所による訴訟差止命令の付与は、ブリュッセル I 改正規則の下でも依然として禁止されていると考えるべきである。

IV 英国におけるブレグジット後の法的枠組み

英国裁判所は、キプロスで訴訟を開始した当事者に対する訴訟差止命令の付与を拒否し、ブリュッセル I 改正規則の下でも ECJ の立場に従うことを確認した¹⁸。しかし、ブレグジットは現在の英国のアプローチを覆し、結果的に EU 加盟国の国内裁判所にも影響を与える可能性が高い。

英国は、国際裁判管轄のルールに関しては「ハードブレグジット」のシナリオを選択した。これはつまり、ブリュッセル I 改正規則は今後適用されず、移行期間の終了までに新たな合意の締結にも至らなかったことを意味する。その結果、英国裁判所はもはやブリュッセル体制に拘束されなくなった。しかしながら、次の3つの国際条約を考慮する必要がある。すなわち、管轄合意に関する2005年ハーグ条約（以下、「2005年ハーグ条約」）、2007年ルガーノ条約（以下、「ルガーノ条約」）、民事または商事に関する外国判決の承認及び執行に関する2019年ハーグ条約（以下、「2019年ハーグ条約」）である。

1 2005年ハーグ条約

2005年ハーグ条約は、2015年10月1日から英国を含む EU 加盟国で発効している。ブレグ

ジットにより英国には適用されなくなる予定であったが、移行期間中、英国は独自にこの条約に加盟した。この条約は、専属管轄の合意の有効性を確保することを目的としており¹⁹、その適用範囲は、民事または商事に関して締結された専属的管轄合意を伴う国際的なケースに限られる²⁰。そうすると問題は、当事者の一方が専属的管轄合意に反して締約国の裁判所で手続きを開始した場合、英国裁判所が訴訟差止命令を出せるかどうかである²¹。この点について検討すると、2005年ハーグ条約第7条は、同条約は「締約国裁判所による仮の保護処分付与、拒否、終了を要求するものでもなく、排除するものでもない」と規定しており、この仮の保護処分には、「管轄の合意を支持し、条約が目的とする結果を達成するのに役立つ」処分である訴訟差止命令が含まれると解釈するのが妥当である²²。よって、一般的な見解に立てば、2005年ハーグ条約は訴訟差止命令を妨げないと解される。さらに、ハーグ条約はニューヨーク条約と同様に国際条約であるため、(ECJのような)最終的な判断を下す裁判所がなく、締約国に訴訟差止命令を除外するよう命じる権限はない。

2 ルガーノ条約

英国は2020年4月、ブリュッセルI規則と基本的に同一の規定内容を持つルガーノ条約にも加盟を申請した。しかし、EU加盟国を含むすべての締約国の全会一致が承認の要件であり、英国の申請は2021年7月現在未だ承認されていない。英国裁判所による訴訟差止命令の付与は、条約の統一解釈を困難にする可能性があるため、締約国による英国の加盟承認を妨げる要素の1つとなっている²³。

ルガーノ条約第2議定書第1条1項は、すべての裁判所に他の締約国の判例法を「適切に考慮する (pay due account)」ことを要求している。また、第2議定書前文の最終段落は、締約国は、「裁判所の独立性を最大限尊重しながら、解釈の相違を防ぎ、この条約及びこの条約と実質的に同じ内容を持つブリュッセルI規則の規定について、可能な限り統一な解釈を行うこ

とを希望する」と規定している。したがって、EU判例を尊重することは、「関係する裁判所の良心と儀礼の問題」に過ぎない²⁴。実際、EUに加盟していないルガーノ条約の締約国であるスイスの連邦裁判所は、ブリュッセルI規則に関するEU判例に従う意思があることを明確に表明しているにもかかわらず、EU判例から逸脱している例も少なくない²⁵。このように、EU判例に従わない可能性のある新たなトラブルメーカーの加盟を他の締約国が認めるかどうかは不明である。

さらに、欧州委員会は2021年5月4日、英国のルガーノ条約加盟申請に関する意見を示す指針(以下、「2021年指針」)²⁶を発表し、その中で欧州委員会は、英国のルガーノ条約加盟に反対すると表明した。欧州委員会によれば、「この条約は、締約国間の高度な相互信頼に基づいており、4つの自由の適用に基づく高度な経済的連携と同等の司法の共通領域における本質的な特徴を内容とする」という。したがって、欧州委員会は、基本的自由と域内市場政策を含まない「通常の」自由貿易協定を締結しているに過ぎない第三国である英国が条約に加盟することに、EUは同意すべきではないとの見解を示した。

なお、英国が最終的にルガーノ条約に加盟する場合、ブリュッセル体制とは異なり、ルガーノ条約はいわゆる「イタリアン・トルピード (Italian torpedo)」を排除していないことに留意する必要がある。イタリアン・トルピードとは、専属的管轄条項を含む契約に関して当事者間で紛争が発生し、合意した加盟国の裁判所で訴訟手続きが行われる前に、紛争の一方当事者が専属的管轄条項に違反して別の加盟国で消極的確認の訴え (negative declaratory relief) (すなわち、当事者が責任を負わない旨の宣言) を提起する場合をいう。このような当事者は通常、時間がかかる、または非効率的な司法制度であるとの評判がある加盟国で訴えを提起することで、相手方当事者が合意した管轄地で訴訟を提起できないようにする。このような状況では、当事者が専属的管轄条項を無効化するのを防ぐ

ため、英国裁判所が訴訟差止命令を出す権限を保持することのメリットは明らかである。しかし、非 EU 加盟国で EU 法に拘束されない英国も、ルガーノ条約の恩恵を受けたいのであれば、ターナー及びウェストタンカー事件における ECJ の判決に従うことに同意するよう圧力がかけられるであろう。

3 2019年ハーグ条約

2019年ハーグ条約に加盟した国はまだないが、外国判決を執行するための新たな国際体制となることが期待されている。実際、欧州委員会の2021年指針は、英国を含む他のすべての第三国との関係については、多国間条約であるハーグ条約の枠組みの中で協力が促進されるべきであるというのが欧州連合の一貫した政策であり、欧州委員会は近い将来 EU に対し2019年ハーグ条約への加盟を提案する予定であると述べている。

この条約は、「民事または商事に関する外国判決の承認及び執行に関する統一的な核となる諸規則を作成し、外国判決の効果的な承認及び執行を容易にする」ことを目的としている。本稿との関係で問題となるのは、この条約が訴訟差止命令を認めているのか、禁止しているのかという点である。

まず、2019年ハーグ条約第3条(1)(b)によれば、同条約はその適用範囲に暫定的保護措置を含まない。しかし、2005年のハーグ条約とは対照的に、公式注釈書は、訴訟差止命令を暫定的保護措置の定義から除外しているようである²⁷。その結果、訴訟差止命令は、条約の定めるルールに従い、判決と同様に承認及び執行される可能性がある。

次に、条約は仲裁及び仲裁に関係する手続きをその適用範囲から除外している²⁸。さらに、公式注釈書はウェストタンカー事件のアプローチを明確に否定しており、「当該条約は、仲裁手続きを補助する裁判所の決定（例えば、当事者に仲裁手続きの続行や中止を命じるもの）の承認および執行には適用されない」と述べている²⁹。したがって、英国の裁判所が仲裁合意に

反する訴訟手続きを禁じる訴訟差止命令を出した場合には、この条約は適用されない。

以上のように、ブリュッセル体制とは異なり、これに代わる国際条約は、英国の裁判所が訴訟差止命令を出すことを明示的には禁止していない。

V 訴訟差止命令の復活と EU の裁判管轄：EU 域内の裁判所の対応

もし英国の裁判所が、EU 加盟国の裁判管轄で訴訟を開始した当事者に対する訴訟差止命令を復活させた場合、欧州の裁判所は、英国の裁判所が発した差止命令を承認及び執行するかどうか次なる問題である。EU の判例法が訴訟差止命令の使用を禁止しているにもかかわらず、この問題自体は欧州の裁判所にとっては新しいものではない。これは、ターナー事件以前に英国の裁判所が出した差止命令や、非 EU 加盟国（特に米国）の裁判所による差止命令に関する各国の判例が既に存在するためである。

1 ドイツ

ドイツでは、高等裁判所が、仲裁条項に反してドイツで提起された訴訟手続きを阻止することを目的とした英国の訴訟差止命令は、ドイツの公序良俗に反するものであると判断している³⁰。したがって、ドイツの裁判所は、ブレグジット後であっても、英国裁判所が出した訴訟差止命令の効力を認めない可能性が高いと考えられる。

2 フランス

興味深いことに、フランスの裁判所は、訴訟差止命令に対してより寛容な態度をとっている。

ドイツの裁判所と同様、フランス破産院も、当初は訴訟差止命令はフランスの裁判所の管轄権を侵害するものであり、フランスの公序良俗に反すると考えていた³¹。しかし、破産院は、2009年、米国裁判所が出した訴訟差止命令の執行を認める判決を下した³²。この事案では、ジョージア州裁判所を指定する管轄合意に反してフランスの商事裁判所で訴訟を提起したフラ

ンス企業に対して、米国企業が、ジョージア州で訴訟差止命令を求めた。米国裁判所はフランス企業に対して訴訟差止命令を出し、米国当事者はフランスの裁判所にその執行を求めた。これを受けてフランス破産院は、「訴訟差止命令がEUの条約やEU法の適用範囲外であり、その目的が本件のように既存の契約上の義務違反に対する制裁に限られる場合は、国際公序に反するものではない」と述べ、その執行を認めた。このように、訴訟差止命令がEU域外の法域で出されたものであり、管轄合意や仲裁合意に反して当事者が訴訟手続きを開始することを防ぐ目的である場合には、フランスでも承認及び執行が認められている。

したがって、英国は現在EU法やEUの条約の適用範囲外であるため、英国の裁判所が出した訴訟差止命令は、その目的が管轄に関する合意や仲裁条項に違反した訴訟手続きを阻止することであれば、フランスでも執行可能となる。しかしながら、「濫用的または過酷」な訴訟手続きに対抗する目的等、他の目的での差止命令に関しては、フランスの裁判所は執行を拒絶する可能性が高い。

VI 結論—差止命令合戦の勃発？

最近、フランスとドイツの裁判所が、知財訴訟において、いわゆる「訴訟差止の差止命令 (anti anti-suit injunctions)」に関する興味深い判決を下した³³。

2007年にロバート・ボッシュ社から2G、3G、4Gの通信規格に不可欠な160以上の特許群を購入したドイツの特許不実施主体であるIPCOMは、2014年、レノボ、モトローラ・グループ（以下「グループ」）と特許ポートフォリオのライセンス交渉を開始した。しかし、2019年、グループの米国法人は、IPCOMがグループに対して適切な条件（公平、合理的、非差別的、いわゆるFRAND条件）で特許ポートフォリオのライセンスを提供しなかったとして、サンノゼの地方裁判所でIPCOMに対する訴訟を提起した。一方、IPCOMは、グループの英国法人を相手に英国で訴訟を提起したが、グループは

IPCOMが英国での訴訟を中断させるため、米国地方裁判所で訴訟差止めの申し立てを行った。

これに対しIPCOMは、フランスと英国で、米国の訴訟差止命令を阻止するための手続きを開始した。意外なことに、パリの第一審裁判所は訴訟差止の差止命令を付与し、グループに対しサンノゼでの訴訟差止めの申し立てを取り下げよう命じ、さらに外国裁判所で新たな訴訟手続きを開始することを禁止した³⁴。この差止命令では、不履行の場合は1日につき、また違反の場合は1件につき20万ユーロの民事罰が科されることとされていた。しかし、パリ控訴裁判所は、訴訟差止の申し立ての取り下げを命じる差止命令のみを認めるにとどまった³⁵。

ドイツの裁判所も同様に、ノキア対ダイムラー判決で訴訟差止の差止命令を出した³⁶。この事件では、ノキアがダイムラーによる3G及び4G規格に関連する様々な特許侵害を訴え、ミュンヘン、デュッセルドルフ、マンハイムの各地方裁判所で訴訟を提起した。その後、ダイムラーのサプライヤーであるコンチネンタルが、ノキアのFRAND義務の不履行を理由に、サンノゼの米国地方裁判所でノキアに対し訴えを提起し、訴訟差止命令を求めた。これに対しミュンヘン地方裁判所は、米国地方裁判所で当事者が求めている差止命令はドイツ法と相容れないものであるとし、コンチネンタルに対して訴訟差止の差止命令を出した。ミュンヘン高等裁判所も、この立場を支持した³⁷。

これらの判決は、ブレグジット後の欧州における差止命令の撃ち合いを先取りするものなのだろうか。しかしながら、欧州の裁判所が特許訴訟以外の場面にまでこのような差止命令を一般化するかどうかは不透明である。なお、IPCOM対レノボ事件において、パリ控訴裁判所は、訴訟差止命令は「特許権者がその財産権の侵害について判断する権限を有する裁判所に提訴する権利」、欧州人権条約第1議定書に基づく財産権及び同条約第6条に基づく公正な裁判を受ける権利を侵害すると判示した³⁸。したがって、少なくともフランスに関する限り、訴訟差止の差止命令の使用は、フランス裁判所に

請求者の財産権に基づく排他的な管轄権があると判断した訴訟に限定されると考えるべきである³⁹。

結論として、国際裁判管轄の文脈での「ハードブレグジット」により、英国は訴訟差止命令に敵対的なEUの判例法から離脱することができた。さらに、英国が締結した、または締結する可能性のあるその他の国際条約は、訴訟差止命令の実質的な障害にはならないと考えられる。したがって、英国裁判所がEU加盟国内の当事者に対する訴訟差止命令を復活させたとしても何ら不思議はない。

EUにおける訴訟差止命令に関するプラクティスには、様々な立場があると思われる。EUの裁判所に関していえば、訴訟差止命令を公序良俗に反すると考えているドイツ裁判所は、そのような差止命令の執行を認めていない。対照的に、フランスの裁判所は、専属的合意管轄や仲裁合意に違反した当事者を制裁する目的であれば、判例法によるルールに従い、英国裁判所が出した差止命令の執行を認めている。最近のFRAND条項に関する訴訟では、ドイツとフランスの裁判所がともに訴訟差止の差止命令を出しているが、このような差止命令の使用が商事紛争等他の分野にも拡大するかどうかは、今後の動向を見守る必要がある。

しかしながら、EU各国がどのような態度を取るにせよ、特に英国のルガーノ条約への加盟が認められない場合、EU域内で開始された訴訟のうち、英国裁判所が管轄条項に違反していると判断したものや、濫用的または過酷であると判断したものに対し、訴訟差止命令を出す機会が大幅に増加することが見込まれる。関係するEU域内の裁判所がこのような差止命令を認めているかどうかは、このような救済措置の適用に当たっては、限定的な意味しか持たない。差止命令を受けた当事者がこのような措置を無視した場合、英国で法廷侮辱罪に問われる可能性があり、その上、本訴について判断する裁判所の怒りを買うことになるということは、当事者が差止命令に従う強力な理由となる。また、もし当事者が英国国内、または英国裁判所の本案

判決を承認する他の管轄内に資産を有している場合、このような措置に不本意な当事者であっても、これを無視することは難しいと思われる。

〔注〕

- 1 例えば、フランス破産院は、英国裁判所による財産凍結命令 (Mareva injunction) は、「債務者の基本的な権利の侵害や、間接的にも主権に基づく外国の特権の侵害には当たらず、特に、いわゆる『訴訟差止』命令と異なり、関係する国家の司法権に影響を及ぼすことはない」と述べた (Cass, 1 re civ., 30 June 2004, n° 01-03.248 and n° 01-15.452)。
- 2 参照、ブリュッセル I 改正規則第25条
- 3 参照、ブリュッセル I 改正規則第29条
- 4 Hartley, Trevor C. 'Comity and the Use of Antisuit Injunctions in International Litigation' *The American Journal of Comparative Law* 35, no. 3 (1987) : 487-511
- 5 AES Ust-Kamenogorsk Hydropower Plant LLP v Ust-Kamenogorsk Hydropower Plant JSC [2013] UKSC 35; [2013] 1 W.L.R. 1889
- 6 Donohue v Armco Inc [2001] UKHL 64; [2002] 1 All E.R. 749
- 7 Societe Nationale Industrielle Aerospatiale (SNIA) v Lee Kui Jak [1987] A.C. 871
- 8 ブリュッセル I 改正規則第29条 1 項
- 9 Case C-159/02, Gregory Paul Turner v Felix Fareed Ismail Grovit and others [2004]
- 10 同上、パラグラフ 31
- 11 同上、パラグラフ 27
- 12 Case C-185/07, Allianz SpA (formerly Riunione Adriatica di Sicurtà SpA) and Generali Assicurazioni Generali SpA v West Tankers Inc [2009]
- 13 Midgulf International Limited v. Groupe Chimiche Tunisien [2010] EWCA Civ 66
- 14 同上、パラグラフ 29
- 15 Case C-536/13, Gazprom OAO v Lietuvos Respublika [2015]
- 16 同上、パラグラフ 36
- 17 同上、パラグラフ 37
- 18 Nori Holdings Limited et al v PJSC Bank Okritie Financial Corporation [2018] EWHC 1343
- 19 2005年ハーグ条約前文
- 20 同条約第 1 条 1 項
- 21 例えば、当事者が合意専属管轄以外の締約国裁判所で訴えを提起したが、当該裁判所が、英国を管轄地とする管轄の合意が自国の法律上無効であると判断し、訴えを却下しない場合が考えられる。

- 22 Ahmed, Mukarrum and Beaumont, Paul R., 'Exclusive Choice of Court Agreements: Some Issues on the Hague Convention on Choice of Court Agreements and Its Relationship with the Brussels I Recast Especially Anti-Suit Injunctions, Concurrent Proceedings and the Implications of Brexit', 13 *Journal of Private International Law* 386, 2017, p. 12
- 23 Hess, Burkhard, 'The Unsuitability of the Lugano Convention (2007) to Serve as a Bridge between the UK and the EU after Brexit', MPI-Lux Research Paper Series 2018 (2), <www.mpi.lu>, 2018, pp. 6-8
- 24 同上, p.5
- 25 同上, pp. 5-6
- 26 European Commission, *Communication from the Commission to the European Parliament and the Council: Assessment on the application of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland to accede to the 2007 Lugano Convention*, 4 May 2021, COM (2021) 222 final
- 27 公式注釈書は (Garcimartín, Francisco and Saumier, Geneviève, 'Explanatory Report on the 2019 HCCH Judgments Convention', para. 99) 暫定的保護措置とは「二つの主要な目的に資する措置を含む: 最終的な判決内容を満足させるだけの資産を確保するための予備的手段の提供と, 裁判で問題に対する決定が下されるまでの現状の維持である」とし, さらに, 条約の草案に関するレポートを引用しながら, 「訴訟差止命令は管轄権に関するものではない」と説明している。(Report on the preliminary draft Convention on Jurisdiction and Foreign Judgments in Civil and Commercial Matters, drawn up by Peter Nygh and Fausto Pocar, p.72)
- 28 2019年ハーグ条約第2条3項
- 29 Garcimartín and Saumier, 前掲注27, パラグラフ78
- 30 'Chapter 8: Effects and Enforcement of International Arbitration Agreements', in Gary B Born, *International Commercial Arbitration*, 3rd edition, Kluwer Law International 2021, p. 1401
- 31 Cass, 1 re civ., 30 June 2004, n° 01-03.248 and n° 01-15.452
- 32 Cass, 1re civ., 14 October 2009, n° 08-16.369 and n° 08-16.549
- 33 Dhenne, Matthieu, 'Fasc. 4786 : BREVETS ESSENTIELS ET LICENCES « FRAND »', *JurisClasseur Brevets*, 2021
- 34 TGI Paris, 8 nov. 2019, n° 19/59311
- 35 CA Paris, pôle 5, ch. 16, 3 mars 2020, n° 19/21 426
- 36 LG München I, decision of 2 October 2019, case no. 21 O 9333/19
- 37 OLG München, decision of 12 December 2019, case no. 6 U 5042/19
- 38 CA Paris, 前掲注35, point 57
- 39 Cuniberti, Gilles, 'Paris Court Issues Anti Anti Suit Injunction', <<https://eapil.org/2020/03/25/paris-court-issues-anti-anti-suit-injunction/>>, 2020